

Press Release

2009.4.1



独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミュージアム川崎セントラルタワー
<http://www.nedo.go.jp>
理事長 村田 成二

「平成20年度京都メカニズムクレジット取得事業の結果について」

NEDO は、政府からの委託により平成18年度から開始した京都メカニズムクレジット取得事業に関し、クレジット取得契約を締結するなど、以下のとおり平成20年度事業を実施いたしましたのでお知らせします。

1. 平成20年度事業の結果について

(1) 平成20年度契約結果について

平成20年度において、通年公募により応募があった提案及び日本国政府と相手国政府が署名したGIS(Green Investment Scheme)に関する覚書等に基づく案件等の中から、別紙のとおり契約を締結いたしました。

平成20年度における総契約量は、3,208.7万トン(二酸化炭素換算)となります。

なお、平成19年度までの総契約量は2,301.7万トン(二酸化炭素換算 ※変更契約分を含む。)です。そのため、事業開始以降の総契約量合計は、5,510.4万トン(二酸化炭素換算)となります。

注)2009年3月30日においてチェコ共和国環境省との間で締結いたしました契約(4,000.0万トン(二酸化炭素換算))につきましては、2009年4月1日より発効するため、21年度契約案件として扱われます。

(2) 平成20年度の政府へのクレジット移転実績総量について

平成20年度は、291.5万トン(二酸化炭素換算)が政府管理口座へ移転されました。

なお、平成19年度までの移転総量は23.3万トン(二酸化炭素換算)です。そのため、事業開始以降の移転実績総量は314.9万トン(二酸化炭素換算)となります。

2. お問い合わせ先

○本プレス発表の内容について

NEDO 京都メカニズム事業推進部 松本、福田 TEL 044-520-5185

○その他NEDO事業について

NEDO 広報室 坂本、山本 TEL 044-520-5151

①20年度総契約量:3, 208. 7万トン(二酸化炭素換算)

(事業開始以降の総契約量:5, 510. 4万トン(二酸化炭素換算))

別紙

②各契約概要

契約締結先 (国名)	契約クレジット量 万トン(二酸化炭素換算)		契約に含まれる事業の概要		
			実施国	プロジェクト名	プロジェクトの概要
丸紅株式会社 (日本)	103. 5	78. 5	中国	Chongqing Iron & Steel Co. Ltd. Waste gas to Electricity Project (CDM)	製鉄所における余剰高炉ガス・コークス炉ガスを利用して発電する。電力代替により、温室効果ガスの排出を削減する。
		25. 0	中国	Inner Mongolia Dali Phase V 49.5MW Wind Power Project (CDM)	風力発電事業を実施し、電力網への売電によってその化石燃料使用量を低減することにより、温室効果ガスの排出を削減する。
山西昔陽豊匯煤業 有限責任公司(中国)	79. 4		中国	Shanxi Xiyang Mahui Coal Mine Methane Utilization for Power Generation Project (CDM)	炭鉱メタンを回収し、これを燃料として発電するプロジェクト。メタンの大気放出防止と電力代替により、温室効果ガスの排出を削減する。
陝西興龍熱電有限責任 公司(中国)	25. 8		中国	Shaanxi Xinglong TRT project (CDM)	製鉄所における高炉ガスの圧力と熱を使ってタービンを回し発電する。電力代替により、温室効果ガスの排出を削減する。
ウクライナ環境投資庁 (ウクライナ)	3, 000. 0		ウクライナ	※GISを活用した排出割当量購入契約に基づく、温室効果ガス排出削減プロジェクト等を実施。	省エネルギー、低環境負荷のための燃料転換、炭層メタンの利用、再生可能エネルギー、CO2 以外の温室効果ガスの排出削減活動、大気・水質・土壌などの汚染削減活動等のプロジェクトをウクライナ環境投資庁がNEDOの了解を得て選定し、環境・地域住民に配慮して実施。

注1) CDM案件につきましては、プロジェクトの環境に与える影響及び地域住民に対する配慮について、各プロジェクト関係者からヒアリング等を行うとともに、必要に応じて現地調査を行っております。

(詳細: <https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/EX/nedokoubo.2009-03-31.5548995303/>)

注2) GIS (Green Investment Scheme)とは、京都議定書第17条に基づく排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用する条件の下で行う、国際的な排出量取引のことです。